全建事発第 111 号 平成 24 年 12 月 21 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

> 一般社団法人 全国建設業協会 専務理事 押 田 彰 〔公印省略〕

「平成23年産業連関構造調査(土木工事費投入調査及び 建築工事費投入調査)」について(協力依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の事業活動 に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国では、10 府省庁の共同事業により原則 5 年毎に産業連関表を作成しており、その利用は、国の経済計画をはじめ、各種の経済構造分析、資材需要予測、公共投資の経済効果測定等広範な分野にわたっております。

このたび、国土交通省においては、平成23年(2011年)産業連関表を作成するにあたって、担当する建設部門における投入額の推計に必要な基礎資料を得るため、土木工事費及び建築工事費の構成を把握することを目的とした標記調査を、土木工事費投入調査については(一財)建設物価調査会に委託し、建築工事費投入調査については(株)日本能率協会総合研究所に委託して実施することとなり、別添の通り協力要請がございました。

つきましては、年末のご多忙中の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨 をご理解賜り、貴会会員に対してご周知くださいますよう、ご協力の程、何卒よろ しくお願い申し上げます。

なお、調査要領は別紙 $1 \sim 2$ および別添協力依頼文のとおりですが、ご不明な点等がございましたら、調査受託先に直接お問い合わせいただくか、全建: 奥山までご連絡ください。

敬具

担当:事業部 奥山

メール: jigyo@zenken-net.or.jp

TEL: 03-3551-9396 FAX: 03-3555-3218

【 土木工事費投入調査要領 】

1. 調查対象者

土木工事費投入調査は、調査対象工事を受注した元請建設企業が対象となり、 調査対象者に(一財)建設物価調査会から直接調査票が送付されます。

2. 調查対象工事

平成23年に発注された土木工事(国土交通省等所管の公共事業に係る工事等を除く)で、「建設工事受注動態統計調査(平成23年1月~12月分)」で提出された工事のうち、工事種類(15種類)ごとにそれぞれ30~300件を目処に無作為抽出された2,000件の工事。

なお、「建設工事受注動態統計調査」の対象は、国土交通省が別途実施している建設工事施工統計調査の対象企業(約 11 万社)のうち、完成工事高が 1 億円以上の建設企業から無作為抽出された約 1 万 2 千社です。

3. 調查実施時期

- (1) 調査票発送日:平成24年12月21日(金)
- (2) 調査票回答期限:平成25年1月31日(木)
- (3) 調査受託先:(一財)建設物価調査会 技術研究部

TEL:03-3663-2130 / メール:io@kensetu-bukka.or.jp

4. 回答方法

調査票に同封の返信用封筒による郵送またはメールにより、国土交通省へご 提出いただきます。

以上

【 建築工事費投入調査要領 】

1. 調查対象者

建築工事費投入調査は、調査対象工事を受注した元請建設企業が対象となり、 調査対象者に(株)日本能率協会総合研究所から直接調査票が送付されます。

2. 調查対象工事

平成 23 年に発注された建築工事(住宅、事務所、店舗等)で、次の(1)~(3)より抽出された 3,000 件の工事。

(1) 非木造[A]

「建設工事受注動態統計調査(平成23年1月~12月分)」の調査対象工事である公共工事(500万円以上)及び民間工事(5億円以上)のうち、任意抽出された1,500件の非木造工事。

(2) 非木造[B]

「建設工事受注動態統計調査(平成23年1月~12月分)」の調査対象である元請建設企業が平成23年に受注した民間工事(5億円未満)のうち、任意抽出された1,000件の非木造工事。

(3) 木造

(社)全国中小建築工事業団体連合会に加盟している建設企業が平成23年に受注した工事のうち、任意抽出された500件の木造建築工事。

なお、「建設工事受注動態統計調査」の対象は、国土交通省が別途実施している建設工事施工統計調査の対象企業(約 11 万社)のうち、完成工事高が1億円以上の建設企業から無作為抽出された約1万2千社です。

3. 調查実施時期

- (1) 調査票発送日: 平成25年1月25日(火)
- (2) 調査票回答期限: 平成25年2月28日(木)
- (3) 調査受託先: (株) 日本能率協会総合研究所 環境研究部 TEL:03-3578-7541 / メール:ken-tou@jmar.co.jp

4. 回答方法

調査票に同封の返信用封筒による郵送またはメールにより、国土交通省へご 提出いただきます。

以上